

2 用語の解説

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）
代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Q－サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐店、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であつても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で、他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（４）単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（１企業１事業所）をいう。

（５）本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は支店とする。また、従来、販売事業所としての支店、支社、営業所などの事業所を持っている場合に本店とし、販売事業所を持たない本店は、「単独事業所」としていた。

（６）支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

（７）従業者

平成16年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している「個人事業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

① 「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給の家族従業者」とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けているものをいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

（ア）期間を定めずに雇用されている者

（イ）１か月を超える期間を定めて雇用されている者

（ウ）（ア）、（イ）以外の雇用者のうち、平成16年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

（８）年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの１年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(9) その他の収入額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税を含む。

(10) セルフサービス方式（小売業のみ）

「セルフサービス方式」とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(11) 売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(12) 営業時間（小売業のみ）

平成16年6月1日現在での営業時間をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

なお、牛乳小売業及び新聞小売業は調査していない。

平成16年商業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類の相違点一覧

日本標準産業分類	平成16年商業統計調査産業分類
491 各種商品卸売業	49A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの） 49B その他の各種商品卸売業
511 農畜産物・水産物卸売業	51A 米穀類売業 51B 野菜・果実卸売業 51C 食肉卸売業 51D 生鮮魚介卸売業 51E その他の農畜産物・水産物卸売業
549 他に分類されない卸売業	54A 代理商、仲立業 54B 他に分類されないその他の卸売業
579 その他の飲食料品小売業	57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る） 57C 牛乳・飲料・茶類小売業 57A 料理品小売業 57B 他に分類されない飲食料品小売業
581 自動車小売業	58A 自動車（新車）小売業 58D 中古自動車小売業 58B 自動車部分品・附属品小売業 58C 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
591 家具・建具・畳小売業	59A 家具小売業 59B 建具・畳・宗教用具小売業
592 機械器具小売業	59C 電気機械器具小売業 59D その他の機械器具小売業
599 その他のじゅう器小売業	59E 金物・荒物小売業 59F 他に分類されないじゅう器小売業
601 医薬品・化粧品小売業	60G 医薬品小売業（調剤薬局を除く） 60H 調剤薬局 60J 化粧品小売業
603 燃料小売業	60K ガソリンスタンド 60L 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
604 書籍・文房具小売業	60M 書籍・雑誌・紙・文房具小売業 60N 新聞小売業
605 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	60A スポーツ用品小売業 60B がん具・娯楽用品小売業 60C 楽器小売業
609 他に分類されない小売業	60P たばこ・喫煙具専門小売業 60D 花・植木小売業 60E 中古品小売業 60F 他に分類されないその他の小売業